

熊本県公報

号外 第 13 号
平成 17 年 3 月 24 日 (木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域の一部改正……………(警察本部) 1
- 熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………(") 1

登 載 依 頼

熊本県公安委員会告示第 11 号

平成 6 年 10 月 28 日熊本県公安委員会告示第 12 号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部を次のように改正し、平成 17 年 3 月 24 日から施行する。

平成 17 年 3 月 24 日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

1 の表熊本東警察署江津交番の項中「江津二丁目」の次に「、江津三丁目、江津四丁目」を、「画図町大字下江津」の次に「、下江津一丁目、下江津二丁目、下江津三丁目、下江津四丁目、下江津五丁目、下江津六丁目、下江津七丁目、下江津八丁目」を、「画図町大字上無田」の次に「、画図東一丁目、画図東二丁目」を加える。

熊本県公安委員会規則第 8 号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 3 月 24 日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
熊本県警察の組織に関する規則(平成 6 年熊本県公安委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 13 号を第 14 号とし、第 7 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 事務能率の増進に関すること(情報管理課の所掌に属するものを除く。)

第 9 条第 1 号中「所管行政の」を「電子計算組織による」に改める。

第 31 条第 2 号及び第 3 号中「(警備第二課の所掌に属するものを除く。)」を削る。

第 32 条中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号を第 2 号とし、同条第 6 号中「こと」の次に「(地域課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条を同条第 3 号とし、同条第 7 号から第 9 号までを 3 号ずつ繰り上げる。

第 38 条第 1 項中「、生活安全部にハイテク犯罪対策官を」を削り、同条第 2 項中「、監察官及びハイテク犯罪対策官」を「及び監察官」に改め、同条第 6 項を削り、同条第 7 項を同条第 6 項とする。

第 40 条の見出しを「(サイバー犯罪対策官等)」に改め、同条第 1 項中「捜査第一課」を「生活安全企画課にサイバー犯罪対策官を、捜査第一課」に改め、同条第 2 項中「刑事指導官」を「サイバー犯罪対策官、刑事指導官」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 サイバー犯罪対策官は、上司の命を受け、不正アクセス等のサイバー犯罪対策に関する事務を処理する。

第 41 条第 1 項中「広報官を」の次に「、地域課に地域指導対策官を」を加え、同条第 2 項中「広報官」の次に「、地域指導対策官」を加え、同条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 地域指導対策官は、上司の命を受け、地域指導及び雑踏警備に関する事務を処理する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

